参考資料

３．中国の有機農産品に関する法律

法律名称	中国語名	施行年	主な内容（有機食品に関連し）	監督省庁	日本語翻訳
有機食品認証管理弁法	有机产品认证管理办法	2004	有機認証全般に関する規定を示す。	中国国家認証認可監督管理委員会	○
有機産品認証実施規則（新版 2012.3）	有机产品认证实施规则	2012	上記弁法の実施ガイドライン的扱い。	中国国家認証認可監督管理委員会	○
有機産品認証目録	有机产品认证目录	2012	中国において有機食品、農産品として認められ得る（有機認証の対象となる）産品リスト	中国国家認証認可監督管理委員会	○
有機産品国家基準（GB/T 19630. 4）	中华人民共和国国家标准（有机产品）	2005	有機食品、農産品国家基準。強制性は無く独自の基準作成も可。	国家質量技術監督検験検疫総局	△
認証機関管理弁法	认证机构管理办法	2011	各種認証機関の設立条件、活動規範などを規定	国家質量技術監督検験検疫総局	○[1]
輸出入食品ラベル管理弁法	进出口食品标签管理办法	2000	輸出入される食品のラベル表示制度を規定	国家出入境検験検疫局	○[2]

[1] 日本オーガニック&ナチュラルフーズ協会（JONA）による仮訳有り。

[2] http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/foods/pdf/sanitation_002.pdf

《有機産品認証管理弁法》（国家質検総局第 67 号）

有機産品認証管理弁法（総局令第 67 号）

国家質量技術監督検験検疫総局令

第 67 号

《有機産品認証管理弁法》は、2004 年 9 月 27 日付けて、国家質量監督検験検疫総局局務会議の審議を通過して、現在公布する。

2005 年 4 月 1 日から施行。

局長　李長江

二〇〇四年十一月五日

有機産品認証管理弁法

第一章　総則

第一条 有機産品の生産、加工と貿易の発展を促進するため、有機産品の認証活動を規範化することに併せて、有機産品の品質と管理水準を高めて、生態環境を保護するため、「中国認証認可条例」などの関連法律、行政法規の規定によって、本弁法を制定する。

第二条 本弁法が称する有機産品は、生産、加工、販売プロセスが有機産品の国家基準に合致した、人間が消費し、動物に食用として与える産品を指している。

本弁法が称する有機産品の認証は、認証機構が有機産品の国家基準と本弁法の規定によって、有機産品の生産と加工過程に対して、評価を行うことを指している。

第三条 中国国境内で、有機産品の認証活動と有機産品の生産、加工、販売を従事することは、本弁法に従うべきである。

第四条 国家認証認可監督管理委員会（以下国家認監委と略称する）は、有機産品の認証活動における統一管理、総合調整と監督の職務を担当する。

地方質量技術監督部門と各地域の輸出輸入検験検疫機関（以下地方認証監督管理部門に総称する）は、各自の職責によって、法律を基に、地区管轄内の有機産品の認証活動に対して、検査監督を実施する。

第五条 国は統一の有機産品認証基本規格、規則、統一の合格評定プログラム、統一の基準、統一のラベルを制定する。

第六条 国は、平等互恵の原則を基に、有機産品の認証認可の国際相互認証を展開する。

有機産品の認証を従事する機関（以下有機産品認証機関と略称する）は、国家認監委が対外締結した有機産品認証の相互認証合意によって、関連の相互認証活動を展開すべきである。

第二章　機構管理

第七条 有機産品認証機関は、法律に基づいて設立すべきで、「中国認証認可条例」規定の基本条件を備える必要があり、且つ、有機産品認証に従事する技術能力を有する必要がある。また、国家認監委が確定した認可機関（以下認可機関と略称する）の認可を経て、有機産品の認証活動に従事することができる。

中国国境境界外の有機産品認証機関は、中国国内で有機産品の認証活動を展開する際、「中国認証認可条例」とその他の関連法律、行政法規と本弁法の関連規定に合致すべきである。

第八条 有機産品認証に従事する検査員は、認可機関での登録を経て、有機産品の認証活動に従事することができる。

第九条 有機産品認証と関連のある生産地（基地）の検査環境検査、生産品のサンプル検査に従事する機関（以下検査有機産品検査機関と略称する）は、検査に相応する条件と能力を備えるべきである。且つ、計量認証を経るか、或いは実験室の認可を得ること。

第十条 国家認監委は、本弁法第七条規定の有機産品認証機関に対して、許可を与える。

国家認監委は、定期的に本弁法の第七条と第九条規定に合致する有機産品認証機関と有機産品検査機関の名簿を公表する。ディレクトリ中で取り上げられる範囲内にない認証機構と産品検査機関は、有機産品の認証と関連検査業務に従事してはならない。

第三章　認証実施

第十一条 有機産品認証機関は、有機産品の認証実施にあたって、有機産品の国家基準に準拠すべきである。

輸出する有機産品は、輸入国或いは地区の特殊要求に合致すべきである。

第十二条 有機産品認証機関は、有機産品認証の準拠基準、認証の基本規格、規則と料金基準などの情報を公開すべきである。

第十三条　有機産品の生産、加工部門と個人、或いはその代理人（以下「申請者」と総称する）は、自らの意志で、有機産品認証機関に有機産品の認証申請を申し出ることができる。申請時、下記の書面資料を提出するべきである：

（一）申請人名称、住所と連絡方法；

（二）生産品の生産地（基地）地域範囲、生産、加工規模；

（三）生産、加工或いは販売計画；

（四）生産地（基地）、加工或いは販売場所の環境説明；

（五）有機産品生産、加工要求に合致する品質管理体系文書；

（六）関連の専門技術と管理人員の資質を証明する資料;

（七）有機産品の基準、技術規範とその他の特殊要求を執行することを保証する声明;

（八）その他の資料。

申請者は、有機産品の直接生産者、或いは加工者でない場合、有機産品の生産者、或いは加工者と調印した書面契約を提供すべきである。

第十四条 有機産品認証機関は、申請者の書面申請を受け取ってから10日以内で、申請資料の審査を完了し、受理するかどうかの決定を出す。受理しない場合、書面で申請者に通知して、理由を説明する。

第十五条 有機産品認証機関は、有機産品の認証を受理した後、有機産品認証の基本規格、規則規定のプログラムに基づき、認証を実施すべきである。有機産品認証などの過程の健全性、客観性、真実性を保証し、且つ、全認証過程の健全な記録を作り出して、書類を分類して保存する。

第十六条 有機産品認証機関は、関連の基準、或いは技術規範の要求によって、素早く認証結論を出す。且つ、認証結論の客観性、真実性を保証する。

有機産品認証機関は、出した認証結論に対して、責任を負うべきである。

第十七条 有機産品認証の要求に合致するものに対して、有機産品認証機関は、申請者に有機産品認証証書を発行すべきである。且つ、中国有機産品認証ラベルを使うことを許可する。認証要求に合致しないものに対して、書面で申請者に通知し、理由を説明する。

第十八条 有機産品の国家規格によって、転換期内生産の産品、或いは転換期内生産の産品を原料として加工した産品は、証書の中で「転換」の文字と転換期限を明記すべきである。且つ、中国有機転換産品の認証ラベルを使用すべきである。

第十九条 有機産品認証機関は、規定に基づいて、認証を得た部門と個人に対して、認証した産品の検査と追跡を行い、認証結論が持続的認証要求を合致することを保証する。

第二十条 有機産品認証機関は、有機配合原料の含有量（重量或いは液体の体積を指す、水と塩を含まない）が95%以下の加工産品の有機認証を行ってはいけない。

第二十一条 有機産品の生産、加工、販売部門と個人、及び有機産品認証機関は、有効な措置をとり、認証証書が確定した産品の範囲と数量を基に、有機産品の生産と販売の数量の一致を保証する。

第四章　証書とラベル

第二十二条 国家認監委は、有機産品認証証書の基本書式と有機産品認証ラベルのデザインを規定する。

第二十三条　有機産品認証証書は以下の内容を含むべきである：

（一）証書を得た部門と個人の名称、住所；

（二）証書を得た産品の数量、産地面積と産品の種類；

（三）有機産品認証の分類；

（四）準拠する基準或いは技術規範；

（五）有機産品認証ラベルの使用範囲、数量、使用形式或いは方式；

（六）配布機関、配布日期、有効期間と責任者は署名する；

（七）有機産品転換期内の生産産品、或いは転換期内で生産した産品を原料として加工した産品は、「転換」の文字と転換期限を明記すべき。

第二十四条 有機産品の認証証書の有効期間は１年。

第二十五条 有機産品認証証書を得た部門、或いは個人は、有機産品認証証書の有効期間内で、下記状況中の一つが発生した場合、有機産品認証機関に変更手続きを申し出るべきである：

（一）認証を得た部門或いは個人が変更した場合；

（二）有機産品の生産、加工部門或いは個人が変更した場合；

（三）産品種類の変更；

（四）有機産品転換満期になって、変更が必要な場合。

第二十六条 有機産品認証証書を得た部門、或いは個人は、有機産品認証証書有効期限内で、下記状況中の一つが発生した場合、有機産品認証機関に再び認証を申請すべきである：

（一）産地（基地）、加工場所或いは経営活動が変更した場合；

（二）その他、持続的に有機産品の基準、関連技術規範の要求に合致することができない場合。

第二十七条 有機産品認証証書を得た部門、或いは個人は、下記状況中の一つが発生した場合、認証機構が直ちに、認証証書に対して、一時使用中止、或いは取り消しの決定を出すべき：

（一）証書を得た産品は持続的に基準、技術規範の要求に合致することができない；

（二）証書を得た部門或いは個人が変更した場合；

（三）有機産品の生産、加工部門が変更した場合；

（四）産品の種類が証書と一致しない場合；

（五）規定に基づかないで、有機産品のラベルを貼り付け或いは使用した場合。

取り消した証書に対して、有機産品認証機関は回収すべきである。

第二十八条 有機産品の認証ラベルは、それぞれ、中国有機産品認証ラベルと中国有機転換産品認証ラベルである。表示マークは附録。

中国の有機産品認証ラベルは、中国語の「中国有機産品」の文字と相応の英文（ORGANIC）が表示する。

有機産品は、転換期内で生産した産品、或いは転換期内で生産した産品が原料として

の加工産品が、中国有機転換産品認証ラベルを使うべきである。当該ラベルは、中国語の「中国有機転換産品」の文字と相応の英文が表示する（CONVERSION TO ORGANIC） 。

第二十九条 有機産品の認証ラベルは、有機産品認証証書が限定する産品の範囲、数量で使用すべきである。

認証を得た部門、或いは個人は、規定に基づいて、認証を得た産品、或いは産品の最小包装上に有機産品の認証ラベルを貼り付けるべきである。

認証を得た部門、或いは個人は、有機産品認証ラベルを、認証を得た産品のラベル、説明書と広告宣伝資料の上に印刷することができる。且つ、同比例によって、拡大或いは縮小することができる。しかし、変形、変色させてはならない。

第三十条 認証を得た産品、或いは産品の最も小さい包装上に有機産品の認証ラベルを付けると同時に、隣接の部位で有機産品認証機関のマーク、或いは認証機関の名称を表示する。関連のマーク或いは文字は、有機産品認証ラベルより、大きくなってはならない。

第三十一条 有機産品の認証を得ていない産品は、産品或いは産品包装上、およびラベルの上で「有機産品」、「有機転換産品」（「ORGANIC」、「CONVERSION TO ORGANIC」）と「無汚染」、「純天然」などのその他公衆の誤解を招く文字の表示を付けてはいけない。

第三十二条 有機配合原料の含有量≧95%の加工産品、産品或いは産品の包装上及びラベルの上で、「有機」の文字を付けることができる。

有機配合原料の含有量＜95%、且つ≧70%の加工産品、産品或いは産品の包装上及びラベルの上で、「有機配合原料生産」の文字を付けることができる。

有機配合原料の含有量＜70%の加工産品、産品の成分表中で、配合された原料が「有機」の文字を明記することしかできない。

有機配合原料は、有機産品の認証を獲得すべきである。

第三十三条 有機産品認証機関は、有機産品認証証書の取り消し、一時停止を決定すると同時に、有機産品の認証ラベルが、関連部門或いは個人による、使用を停止し、一時密封保存するか、或いは廃棄する。

第五章　監督検査

第三十四条 国家認監委は、地方認証監督管理部門と関係部門を組織し、有機産品の認証と有機産品の生産、加工、販売活動に対して、監督・検査を行う。監督・検査は以下の方法をとることができる：

（一）同業者を組織し評議する；

（二）認証された企業或いは個人に対して、意見を求める；

（三）認証と関連検査行動及び認証決定、検査結果などを抽出検査する；

（四）有機産品の認証に従事する機関、及び検査を行う機構に対して、業務情況の報告を求める；

（五）証書、ラベルの使用情況に対して、抽出検査を行う；

（六）販売の有機産品に対して、検査を行う；

（七）認証のクレーム、申し立てを受理し、認証違法と、規則違反行為を調査・処分する。

第三十五条 有機産品認証を得た生産、加工部門或いは個人、有機産品販売の部門或いは個人、生産、加工、包装、運送、貯蔵と経営などの過程で、有機産品国家基準と本弁法の決まりによって、健全な追跡検査体系と、生産、加工、販売の書類記録制度を整える。

第三十六条 輸入の有機産品は、中国関連の法律、行政法規と部門の規則の決まりに合致すべきである。且つ、有機産品国家基準に合致する。

第三十七条 申請者は、有機産品認証機関の認証結論或いは処理決定に対して、異議があった場合、結論、決定を出した認証機構に申し立てを出すことができる。有機産品認証機関の処理結論に対して、更に異議がある場合、国家認監委に申し立て或いは訴えることができる。

第六章　罰則

第三十八条 本弁法の第二十条の規定に違反し、有機配合原料の含有量＜95%の加工産品に対して有機産品認証を実施する場合は、改正を命じる。且つ、2 万元の罰金を処罰する。

第三十九条 本弁法の第二十一条の規定に違反した場合は、改正を命じる。且つ、1 万元以上 3 万元以下の罰金を処罰する。

第四十条 本弁法の第二十九条、第三十条と第三十一条の規定に違反した場合、改正を命じる。且つ、1 万元以上 3 万元以下の罰金を処罰する。

第四十一条 本弁法の第三十二条の規定に違反した場合、改正を命じる。且つ、1 万元以上 3 万元以下の罰金を処罰する。

第四十二条 有機産品認証証書と認証ラベルの偽造、無断での使用、売買、譲渡などのその他の違法行為に対して、関連の法律、行政法規、部門の規則の決まりによって、処罰する。

第四十三条 有機産品認証機関、有機産品検査機関、及び有機産品の認証活動に従事する人員は、偽りの認証結論、或いは認証した結論が深刻に事実と合わない場合、「中国認証認可条例」第六章の決まりによって、処罰する。

第七章　付則

第四十四条 有機産品の認証費用は、国の価格関連法律、行政法規の定めによって実行する。

第四十五条 本弁法は国家質量監督検験検疫総局が責任を持って、解釈する。

第四十六条 本弁法は 2005 年 4 月 1 日から施行する。

附録:　　コード:CNCA-N-009:2011

有機産品認証実施規則

2011-12-01 公布　　2012-03-01 実施

中国国家認証認可監督管理委員会公布

目　　録

1. 目的と範囲
2. 認証機関への要求
3. 認証人員への要求
4. 認証依拠
5. 認証プロセス
6. 認証後の管理
7. 再認証
8. 認証証書、認証ラベルの管理
9. 情報報告
10. 認証費用

1. 目的と範囲

1.1 有機産品の認証業務を規範化するため、「中国認証認可条例」、「有機産品認証管理弁法」などの関連規定を基に、本規則を制定する。

1.2 本規則は、有機産品の認証に従事する認証機関(以下「認証機関」と略す)に対して、有機産品認証プロセスの実施と、管理の基本要求を規定した。

1.3 中国国内で販売する有機産品に対して、認証を行う場合、本規則の規定に従うべきである。

国家認証認可監督管理委員会(以下「国家認監委」と略す)と、有機産品認証体系などに関連の同等効果の覚書き、或いは合意を締結した国家/地区からの輸入有機産品に対して、認証を行う場合、覚書き或いは合意の関連規定に従うべきである。

1.4 本規則の規定に従うことは、決して引き受けたその法的責任を免除することができる意味ではない。

2. 認証機関への要求

2.1 有機産品認証業務に従事する認証機関は、「中国認証認可条例」規定の条件と有機産品認証に従事する技術能力を備え、国家認監委の許可を得る必要がある。

2.2 認証機関は、国家認監委の許可を得た 12 ヶ月以内に、その実施する有機産品の認証業務が、本規則と GB/T 27065「産品認証機関通用要求」に合致することを証明する書類資料を、国家認監委に提出する。認証機関は、関連の証明資料が提出する前に、許可された認証範囲別に、公布する認証証書の数が、5 枚を上回ってはならない。

3. 認証人員への要求

3.1 認証業務に従事する人員は、必要な個人素質を備えるべきで、また、関連の専門教育と職歴を有する必要がある。有機産品の生産、加工、経営、食品安全と認証技術などの各方面の育成訓練を受けたことがあり、相応の知識と技能を備えられている。

3.2 有機産品認証検査員は、中国認証認可協会の就業登録資格を得るべきである。

3.3 認証機関は、本機構の認証検査員の能力に対して、評価を行う。認証検査員は、相応の認証範囲内での有機産品の認証ニーズを実施することを満足させること。

4. 認証根拠

GB/T 19630「有機産品」

5.認証プロセス

5.1 認証申請

5.1.1 認証委託人は、以下の条件を備えること：

(1) 国家工商行政管理部門、若しくは関連機関での登録法人資格を得ること；

(2) すでに関連の法規規定の行政許可(当てはまる場合)を得られていること；

(3) 生産、加工産品は、中国の関連法律、法規、安全衛生基準と規範の要求に合致すること；

(4) 有機産品管理体系の資料化を確立・実施し、且つ、3ヶ月以上の有効運営が行われていたこと；

(5) 申請の認証産品種類は、国家認監委が公布の「有機産品認証目録」中に属すること；

(6) 五年以内に、8.5 中の(1)から(4)までの原因でないことで、認証機関が認証証書を取り消された場合；

(7) 一年以内に、8.5 中の(5)から(11)までの原因でないことで、認証機関が認証証書を取り消された場合。

5.1.2 認証委託人が提出すべき書類と資料：

(1) 認証委託人の合法的な経営資格の書類のコピー、例えば、営業許可証の写し、組織機構コードの証明、土地使用権の証明と契約など。

(2) 認証委託人とその有機生産、加工、経営の基本情況：

a) 認証委託人の名称、住所、連絡方法；当該認証委託人が産品の直接生産、加工者でない場合は生産、加工者の名称、住所、連絡方法；

b) 生産ユニット、若しくは加工場所の概況；

c) 申請する認証産品の名称、品種とその生産規模、面積、生産高、数量、加工量など；同一生産ユニット内での非申請の認証産品と、非有機方式での生産の産品の基本情報；

d) 過去三年間の生産経歴。例えば、植物生産における病気予防と治療、投入物の使用と収穫などの農作業活動の記述；野生植物採集情況の記述；動物、水産養殖の飼育方法、疾病の予防・治療、投入物の使用、動物運送と加工などの情況記述；

e) 申請および他の認証を得た状況。

(3) 産地(基地)地域範囲の記述、地理位置、地塊の分布、緩衝帯と産地周囲の隣接エリアの土地使用状況などを含む；加工場所周辺環境の記述、工場地域内の平面図、技術フローチャートなど。

(4) 有機産品の生産、加工計画。生産、加工環境に対する適性評価を含む。生産方式、加工技術とフローチャートの説明と証明資料。農薬、肥料、食品添加剤などの投入物質の管理制度と品質保証、ラベルとトレーサビリティーシステムの確立。有機生産加工

におけるリスクコントロール措置など。

(5) 本年度の有機産品生産、加工計画。前年度の販売高、売上高と主要販売市場など。

(6) 法律遵守と誠実性・信憑性を承諾し、行政監督部門と認証機関の監督と検査を受けて、資料の真実性を保証し、有機産品基準、技術規範を執行することを声明する。

(7) 有機生産、加工管理体系の書類。

(8) 有機転換計画(当てはまる場合)。

(9) 当該認証委託人は、有機産品の直接生産、加工者でない時、認証委託人と有機産品の生産、加工者が締結した書面契約のコピー。

(10)その他の関連書類。

5.2 認証受理

5.2.1 認証機関は少なくとも下記の情報を公開すべき：

(1) 認証資質範囲と有効期限；

(2) 認証プロセスと認証要求；

(3) 認証根拠；

(4) 認証にかかる費用の基準；

(5) 認証機関と認証委託人の権利と義務；

(6) 認証機関は、申し立て、クレームと論争を処理するプロセス；

(7) 認証証書の許可、取消、変更、一時停止、回復と撤回の規定とプロセス；

(8) 認証を得た組織が使用する中国有機産品認証ラベル、認証証書と認証機関のマーク或いは名称に関する規格；

(9) 認証が得た組織の正しく宣伝する要求。

5.2.2 申請審議

5.1 条件に合致する認証委託人に対して、認証機関は、有機産品認証根拠、認証プロセスなどの要求に基づき、10 日の作業日内で、提出した申請書類を審議し、且つ審査記録を保存すること、下記のことを保証する：

(1) 認証要求の規定が明確で、書面化してあり、理解が得られる；

(2) 認証機関と認証委託人の間の、理解に関する相違が解決される；

(3) 申請の認証範囲について、認証委託人の職場といかなる特殊要求について、認証機関は、全て認証業務を展開する能力が有すること。

5.2.3 審議結果の処理

申請資料が揃っていて、要求に合致すれば、認証の申請を受理する。

受理しないものに対して、書面で認証委託人に通知し、理由を説明する。

5.3 現場検査の準備と実施

5.3.1 申請産品の認証範囲によって、認証機関は、相応の資格と能力のある検査員を派遣して、検査グループを任命する。全ての検査グループは、少なくとも 1 名の相応の認証範囲内での登録資格がある専門検査員がいるべきである。

同一認証委託人の同一生産ユニットに対して、連続 3 年以上(3 年も含む)が同一の検査員に検査を実施することを任命することができない。

5.3.2 検査任務

認証機関は、現場検査前に検査グループに対し検査の任務書を伝える。内容は下記を含むが、これらに限るものではない：

(1)認証委託人の連絡方法、住所など

(2)検査依拠：認証基準、認証実施規則とその他の規範書類を含む；

(3)検査範囲：検査の産品種類、生産加工過程と生産加工基地などを含む；

(4)検査グループの人員、検査の実施期間に関する要求；

(5)検査要点：管理体系、トレーサビリティーシステム、投入物の使用と包装ラベルなどを含む；

(6)前年度認証機関が提出した合致しない項目(当てはまる場合)。

5.3.3 書類審議

現場検査する前に、認証委託人の管理体系書類の審議を行う。適宜性、十分性と認証要求との合致を確認し、審議記録を保存する。

5.3.4 検査計画

5.3.4.1 検査グループは、検査計画を制定し、現場検査の前に、認証委託人の確認を得る。

認証監督管理部門は、認証機関の検査方案、計画に対して、異議がある場合、少なくとも現場検査 2 日前に提起する。認証機関は直ちにこの当該部門と意思疎通を行い、調整して意見が一致した後、現場の検査を実施することができる。

5.3.4.2 現場検査の時間は、認証を申請する産品の生産、加工の上でリスクの高い時期に設定する。生産季節などの原因で、初回現場の検査が全て認証申請産品をカバーすることができない場合、認証証書の有効期限内で、現場補充検査を実施すべきである。

5.3.4.3 生産ユニット全ての生産活動範囲に対して、1 つ 1 つで現場検査を行う。複数の農

家が生産責任を負う場合(農業合作社+農家)、これら全ての農家を検査すべきである。全ての加工場所の検査を実施する。非生産、加工場所での二次包装・分割が必要な場合、二次包装・分割の場所にも現場検査を行い、認証産品の完全性を保証する。

現場検査は、また、以下も考慮すべきである：

——有機と非有機産品間の価格の相違；

——組織内の農家間での生産体系と栽培、養殖品種の類似程度；

——以前の検査の中で発見した合致しない項目；

——組織内部の制御体系の有効性；

——再加工・包装・分割は、認証産品完全性への影響(当てはまる場合)。

5.3.5 検査実施

認証根拠の要求に基づいて、認証委託人の管理体系を審議し、生産、加工過程の事実と認証委託人が 5.1.2 条項に基づき提出した書類の内容が一致するか確認する。生産、加工過程は、認証依拠との適合性を確認する。検査過程は、少なくとも下記を含むべきである：

(1)生産、加工過程と場所の検査について、生産ユニットが有機でない生産或いは加工を行っている場合には、その非有機部分にも検査を行う；

(2)生産、加工管理人員について、内部検査員、操作者に対して、ヒアリングを行う；

(3)GB/T 19630.4 規定の管理体系書類と記録に対して、審査を行う；

(4)認証産品の生産高と販売高の統計に対して、確定検査を行う；

(5)産品と認証ラベルのトレーサビリティーシステム、包装ラベルの情況に対して、評価と検証を行う；

(6)内部検査と持続改正に対して、評価を行う；

(7)産地と生産加工環境の品質状況に対して、確認し、有機生産、加工の潜在汚染リスクに対して、評価を行う；

(8)サンプルを採集する；

(9)前年度に提起した合致しない項目に対して採用した修正、或いは是正措置を検証する(当てはまる場合)。

検査グループは、検査を終える前に、検査情況を総括し、検査を受けた方と認証委託人に、合致しない項目が存在することを明確にし、確認する。存在する問題に対して、説明を行う。

5.3.6 サンプルの検査

5.3.6.1 申請認証の全ての産品に対して、検査をすべきである。且つ、リスク評価の上で、検査項目を確定する。認証証書発給する前に、サンプルを採集することができない場合、認証証書の有効期限内で検査すべきである。

5.3.6.2 認証機関は、法定資格を有する検査機関に委託し、検査を行う。

5.3.6.3 有機生産或いは加工中において、許される使用物質の残留量は、関連法規、基準の規定に合致すべきである。有機生産と加工中に、禁止された使用物質が検査しだしてはならない。

5.3.7 産地環境品質状況

認証委託人は、資格のある監(検)測機関から発行した産地の環境品質を監(検)測報告を出して、その産地の環境品質状況が GB/T 19630「有機産品」規定の要求に合致することと証明する。土壌と水の検査報告委託人は、承認委託人であること。

5.3.8 有機転換要求

5.3.8.1 有機認証が保持できない生産ユニットは、再び有機転換を経てから再度有機認証を得られる。

5.3.8.2 有機転換計画は、認証機関の許可を得なければならない。しかも、転換計画の実施を始めた後、毎年認証機関による事実確認を経ること。転換計画に基づかない、転換未完成の生産ユニットは、認証を得られない。

5.3.9 投入品

5.3.9.1 有機生産或いは加工過程で、GB/T 19630.1 附録 A、附録 B 及び GB/T 19630.2 附録 A、附録 B に列挙した物質の使用を認める。

5.3.9.2 GB/T 19630.1 附録 A、附録 B 及び GB/T 19630.2 附録 A、附録 B に列挙しなかった投入物について、認証委託人は、使用する前に、認証機関に申請を提出し、品物の成分、成分の出所、使用方法、使用条件、使用量とこの物質の分析テスト報告(必要時)を詳しく説明する。認証機関は、GB/T 19630.1 附録Ｃ或いは GB/T 19630.2 附録Ｃの要求に応じて、それに対して評価を行う。評価を経て、要求に合うものは、認証機関が国家認監委に報告し、許可をもらってからに使うことができる。

5.3.9.3 専門家による評価の上で、有機生産、加工の投入物の臨時補充リストを公表する。

5.3.10 検査報告

5.3.10.1 認証機関は検査報告の書式を定める。

5.3.10.2 検査記録、検査報告などの書面書類を通して、認証機関に十分な情報を提供し、客観的な認証決定を出させること。

5.3.10.3 検査報告は、検査グループによるリスク評価で、認証委託人の生産、加工活動が認証要求との適合性を判断したこと、また、その管理体系の運営有効性に対する評価、検査過程で、収集した情報、及び認証要求に合致しないと合致する説明、その産品の品質安全状況の判定内容などを含まれる。

5.3.10.4 検査グループは、認証委託人が執行する基準の全体情況を評価する。しかし、認証委託人に対して、認証を経たかどうかの書面結論を出さないこと。

5.4 認証決定

5.4.1 認証機関は、産地環境品質に基づき、現場検査と産品検査評価の上で認証決定を出すべき。認証決定と同時に、考慮すべき要素は、産品生産と加工特徴、企業管理体系の安定性、現地農業・家畜における薬の管理と社会全体の誠実と信用の度合いなどを含むべき。

認証要求に合致する認証委託人に対して、認証機関は、認証証書(基本書式が附録 1、2 に参照すること)を授与すべきである。

認証要求に合致しない認証委託人に対して、認証機関は、書面で認証を許可されない原因明示する。

5.4.2 認証委託人は、下記いずれかに該当する場合：

(1)生産加工活動、管理体系とその他の審査証拠は、本規則と認証基準の要求に合致すること；

(2)生産加工活動、管理体系とその他の審査証拠は、本規則と認証依拠基準の要求に完全に一致しないが、認証委託人は、既に規定の期間内で、是正或いは(と)是正措置を完了し、且つ、認証機関の検証を通したこと。

5.4.3 認証委託人の生産加工活動において、以下情況中の一つが存在する場合、認証を許可しない：

(1)偽りの情報を提供して、誠実でない

(2)管理体系が確立していない、或いは確立した管理体系が有効に実施していない；

(3)生産加工過程は、禁止の物質を使用した或いは使用禁止の物質の汚染を受けた；

(4)産品検査は、使用禁止物質が存在することを発見した；

(5)申請の認証産品品質は、国関連の法規と(或いは)基準の強制要求に合わない；

(6)認証現場での検査場所以外で、再度加工、分包、分割状況が存在する；

(7)1 年以内で、産品の品質が重大な安全問題が生じた場合、或いは産品品質の安全問題による有機産品認証証書を取り消した場合；

(8)規定の期限内で、合致しないことに対する是正或いは(と)是正措置が完成しなかった場合、或るは提出した是正若しくは(と)是正措置は、認証要求に満たせない場合；

(9)監(検)測を通じて、産地環境が汚染を受けたこと；

(10)その他の本規則と(或いは)有機基準の要求に合わないことで、しかも、是正することができない場合。

5.4.4 申立

認証委託人は、認証決定結果に対して、異議があれば、10 日の営業日内で、認証機関に申立することができる。認証機関は、申立を受け取ってから、30 日の営業日内で、処理を行い、処理結果を書面で認証委託人に通知する。

認証委託人は、認証機関の行為が深刻に自身の合法的な権益を侵害すると思うならば、直接認証監督部門に訴えることができる。

6.認証後の管理

6.1 認証機関は、毎年に認証を得た組織に対して、少なくとも一回の現場検査を実施すべきである。認証機関は、申請の認証産品種類とリスク、生産企業の管理体系の安定性、現地の誠実と信用レベルの全体情況などを基に、合理的に現場検査回数を確定する。同一認証の品種は、証書の有効期限内で、幾つかの生産季がある場合、全ての生産季での現場検査が行わなければならない。

それ以外に、認証機関は、リスク評価の上で、毎年少なくとも 5%認証を得た組織に対して、一回の通知しない現場検査を実施すべきである。

6.2 認証機関は、素早く認証を得た組織の情報変更を獲得すべきで、認証を得た組織に対して、効果的な管理を行い、その持続的に認証の要求に合致することを保証する。

6.3 認証機関と認証委託人が締結した契約中で、認証を得た組織は、情報通達制度を確立する

ことを明確すべきで、素早く認証機関に以下の情報を通達する：

(1)法律地位、経営状況、組織状態、或いは所有権の変更情報；

(2)組織と管理者の変更情報；

(3)連絡住所と場所の変更情報；

(4)有機産品の管理体系、生産、加工、経営状況、或いは過程の変更情報；

(5)認証産品の生産、加工、経営場所の周囲に、重大な動物、植物の疫病発生情況の情報；

(6)生産、加工、経営の有機産品の品質における重要な安全情報、もし、関連部門は、抽出検査で、深刻な品質安全問題が存在することを発見し、或いは消費者の重大な訴えがあるなど；

(7)認証を得た組織は、国の農産物、食品安全管理の関連法律法規を違反し、処罰されたこと；

(8)仕入れの原料或いは産品が、認証依拠要求に合致しない情況；

(9)不合格品の撤回と処理の情報；

(10)その他の重要情報。

6.4 販売証書

6.4.1 認証機関は、販売証書の申請と取り扱うプロセスを制定すべきで、認証を得た組織が、認証産品を販売する前に、認証機関に販売証書を申請することを要求する。

6.4.2 認証機関は、認証を得た組織が、顧客と締結した商品供給契約、販売する認証産品の範囲と数について、審査を行うべきである。要求に合致することに対して、有機産品販売証書を公布する。

6.4.3 販売証書は、認証を得た組織が、認証された産品を販売する時、購買部門に渡す。認証を得た組織は、販売証書のコピーを保存して、認証機関の審査に備える。

6.4.4 販売証書の基本書式は附録 3 を参照する。

7.再認証

7.1 認証を得た組織は、認証証書の有効期間が終わる少なくとも 3 ヶ月前に、認証機関に再認証の申請を出すべきである。

認証を得た組織の有機産品の管理体系と生産、加工過程が変更を生じない時、申請の審議と書類の審議のプロセスが適切に簡略化することができる。

7.2 認証機関は、認証証書の有効期限内で、再認証検査を行うべきである。拒むことのできない原因によって、認証証書の有効期限内で、再認証検査が行うことができない時、認証を得た組織は、証書の有効期間内で、認証機関に書面申請を出すべきで、その原因を説明する。これは、認証機関の確認を経て、認証証書有効期間後の 3 ヶ月以内に、再認証を実施する。しかし、3 ヶ月を上回ってはならない。延長期間内での生産産品は、有機産品としての販売を行ってはいけない。

7.3 認証証書の有効期限内で、現場検査を行うことができない場合、3 ヶ月の延長期間内で、再認証を実施していない生産ユニットは、新たに転換認証を行わなければならない。

8. 認証証書、認証ラベルラベルの管理

8.1 認証証書の基本書式

有機産品認証証書の有効期間は 1 年で、認証証書の基本書式は、本規則附録 1、2 の規定に合うべきである。認証証書のコードは、「中国食品農産物認証情報システム」中から得るべきで、認証機関は、自ら認証証書のコードを編成・発行してはいけない。

8.2 認証証書の変更

認証を得た産品は、認証証書の有効期限内で、下記いずれかに該当する場合、認証委託人は、認証機関に、認証証書の変更を申請すべきである：

(1) 有機産品の生産、加工部門の名称或いは法人の性質が変更した場合；

(2) 産品の種類と数量が減少した場合；

(3) 有機産品の転換が満期になった場合；

(4) その他の変更しなければならない状況。

8.3 認証証書の取消

下記いずれかに該当する場合、認証機関は、認証を得た組織の認証証書を取り消して、且つ、対外的に公表する：

(1) 認証証書の有効期間を満了する前に、継続使用することを申請していない；

(2) 認証を得た産品がもう生産しない；

(3) 認証委託人が申請の取消；

(4) その他の法律に基いての取消状況。

8.4 認証証書の一時停止

下記いずれかに該当する場合、認証機関は、認証証書の 1～3 ヶ月の一時停止をすべきで、且つ、対外的に公表する：

(1)規定に基づかないで認証証書或いは認証ラベルを使用すること；

(2)認証を得た産品の生産、加工過程、或いは管理体系は、認証要求に合致しない、しかも、30 日以内で有効な是正或いは(と)是正措置を取ることができない；

(3)要求に従わないで、報を通達する；

(4)認証監督部門が認証証書の一時停止を命じた；

(5)その他の認証証書を一時停止することが必要な状況。

8.5 認証証書の撤回

下記いずれかに該当する場合、認証機関は、認証証書を撤回し、且つ、対外的に公表する：

(1)認証を得た産品は、国の関連法規、基準の強制要求に合わない、或いは使用禁止物質を検出した；

(2)生産、加工過程で、有機産品の国家基準に使用禁止の物質、或いは使用禁止物質の汚染を受けた；

(3)認証を得るための必要情報の偽り報告、嘘報告；

(4)範囲を超えて認証ラベルを使う；

(5)産地(基地)の環境品質が認証要求に合わない；

(6)認証証書の一時停止期間中、認証委託人は、有効な是正或いは(と)是正措置を取らなかった；

(7)認証を得た産品は、認証証書が明示する生産、加工場所以外で、再加工、分包、分割する；

(8)関連の方の重大な訴えに対して、有効な処理措置を取らなかった；

(9)認証を得た組織は、国の農産物、食品安全管理の関連法律法規を違反し、関連の行政処罰を受けた；

(10)認証を得た組織は、認証監督部門、認証機関から実施される監督を受けない；

(11)認証監督部門は、認証証書の取消を命じた；

(12)その他の認証証書を撤回する必要な場合。

8.6 認証証書の回復

認証証書が取り消された後、いかなる理由でも回復することができない。

認証証書を一時停止した証書を得た組織は、認証証書の一時停止を満期になってから、且つ、合致しない項目の是正或いは(と)是正措置を完了し、認証機関の確認を経た後に、認証証書を回復することができる。

8.7 認証証書とラベルの使用

認証証書と認証ラベルの管理・使用は、「認証証書と認証ラベルの管理弁法」、「有機産品認証管理弁法」と「有機産品」国家基準に合致すべきである。

中国有機産品の認証ラベルは、それぞれ、中国有機産品認証ラベルと中国有機転換産品認証ラベルがある。認証を得た産品、或いは産品の最小販売包装上、中国有機産品認証ラベルとその唯一のコード(コードの前に、「有機コード」の識別を明記する)、認証機関の名称或いはそのマークをつけるべきである。

初めて有機転換産品の認証証書を得た1年以内に生産した有機転換産品は、常規の産品として販売することしかできない。有機転換産品の認証ラベル及び関連文字説明の使用ができない。

認証証書の一時停止期間中、認証機関は、認証を得た組織に、有機産品認証証書と認証ラベルの使用を停止することを通知、監督する。倉庫中の有機産品認証ラベルを付けた相応産品を一時密封・保管する。認証を得た組織は、取消、撤回した有機産品認証証書と未使用の認証ラベルを、認証機関に返還すべきで、或いは認証を得た組織は、認証機関監督の下で、余剰の認証ラベルと有機産品認証ラベルを付けた産品包装を廃棄すべきである。必要な時、相応の有機産品認証ラベルを付けた産品を召還する。

9.情報報告

認証機関は、要求に基づき、素早く下記の情報を関連の政府監督部門に通達する：

(1)認証機関は要求に基づくべきで、直ちに「中国食品農産物認証情報システム」に認証活動の情報を記入、報告する。現場検査の計画は、現場検査の5つの作業日前に情報システムに記録する。

(2)認証機関は、10日の作業日以内に、認証証書の取消、一時停止の認証を得た組織の名簿と原因を、国家認監委とその所在地域の省レベルの質量監督、検験検疫、工商行政管理部門に報告し、且つ、社会に向けて公表する；

(3)認証機関は、認証を得た組織が、品質安全事故を発生したことを知った後、直ちに関連

情報を、国家認監委と、認証を許可した所在地域の省レベルの質量監督、検験検疫、工商行政管理部門に通達する；

(4)認証機関は、毎年 3 月末前に、前年度の有機産品生産・加工(もし加工企業を含む時)企業の認証業務報告を、国家認監委に報告すべきである。報告内容は、少なくとも：配布された認証の数、認証を得た産品の質量分析、一時停止と取消の認証証書の明細一覧表と原因分析などが含まれる。

10. 認証費用

認証機関は、関連の規定に基づき、認証費用を受け取る。

附録:

有機産品認証目録

NO.	産品名称	産品範囲
生産		
植物類（野生植物採集含む）		
穀物		
1	小麦	小麦
2	トウモロコシ	トウモロコシ（乾燥)、トウモロコシ（生)、ワキシーメイズ
3	水稲	もみ
4	アワ	アワ
5	モロコシ	モロコシ
6	大麦	大麦、酒醸大麦、飼料大麦
7	オートムギ	ハダカエンバク(*Avena nuda*)、オートムギ
8	雑穀	キビ、粟、ヨク苡仁、ソバ、 花豆、泥豆(muddy soybean)、ヒヨコマメ、フジマメ、レンズマメ、葉団扇豆、グアー豆、ライマメ、キマメ、アズキ、リョクトウ、青豆、黒豆、褐色アズキ、ショクヨウガヤツリ、インゲンマメ
野菜		
9	イモ類	ジャガイモ、キャッサバ、サツマイモ、山芋、葛類、サトイモ
10	豆類	ソラマメ、野菜用ダイズ、エンドウ、インゲンマメ、ナタマメ、フジマメ、十六大角豆、ムクナ豆、シカクマメ
11	ウリ類	キュウリ、トウガン、ヘチマ、ペポカボチャ、節瓜、シロウリ、笋瓜、越瓜、ユウガオウリ、ニガウリ、中国カボチャ、ハヤトウリ、ヘビウリ
12	ハクサイ類	ハクサイ、Flowering chinese cabbage
13	葉野菜	レタス、アスパラガスレタス、アマランサス、シュンギク、ホウレンソウ、セロリ、ニガナ、チコリー、エンダイブ、オウシュウヨモギ、ヨウサイ、ウマゴヤシ、紫の背中天葵 バジリコ、ケイガイ、タアサイ、菊ハナヤサイ、ナズナ、茴香、アブラナ、叶菜菜、猪毛菜、寒菜、番杏、蕺儿菜、灰灰菜、、ニレの実のホウレンソウ、キクラゲ菜、落葵、シソ、イノンド、芫荽、水晶菜
14	新鮮根菜類	カブ、ダイコン、ゴボウ、アスパラガス、テンサイ、ニンジン
15	新鮮カンラン菜類	カイラン、カンラン、ハナヤサイ
16	新鮮カラシナ菜類	カラシナ
17	新鮮ナス類果実類	唐辛子、トマト ナス、Ginseng fruit
18	新鮮ネギ類ニンニク類	ネギ、ニラ、ニンニク、姜
19	新鮮多年生	笋、新鮮なユリ、ユリ科の植物、金花菜、チョウセンアザミ
20	新鮮水生類	レンコン、マコモダケ、クログワイ、ヒシの実、セリ、慈キノコ、クレソン、ジュンサイ、オニバスの実、ガマ野菜、水サトイモ、水雍菜、

NO.	産品名称	産品範囲
		蓮子
21	新鮮芽類	苗菜、芽菜
22	食用菌類	菇キノコ類、キクラゲ、シロキクラゲ、塊菌類
果物と堅果		
23	ミカン類	ミカン、オレンジ、ミカン類
24	オレンジ類	オレンジ
25	グレープフルーツ	グレープフルーツ
26	レモン類	レモン
27	ブドウ類	新鮮食用ブドウ、酒醸造用ブドウ
28	瓜類	スイカ、マクワウリ、厚皮マクワウリ、パパイア
29	リンゴ	リンゴ、ワリンゴ、カイドウの果実
30	梨	梨
31	桃	桃
32	ナツメ	ナツメ
33	杏	杏
34	その他の果物	梅、ヤマモモ、イチゴ、黒豆の果実、カンラン、サクランボ、スモモ、キウイ・フルーツ、バナナ、ヤシ、パイナップル、マンゴー、グアバ、ライチ、ロンガン、スターフルーツ、パラミツ、ドラゴンフルーツ、ランブータン、パッションフルーツ、Lotus fog、パンノキ、ドリアン、マンゴスチン、ナツメヤシ、柿、ビワ、ザクロ、クワの実、ホオズキ、沙棘、サンザシ、イチジク、ブルーベリー
35	クルミ	クルミ
36	栗	栗
37	その他の堅果	ハシバミの実、ウリの実、杏仁、コーヒー、ヤシ、イチョウの果実、オニバスの実（米）、カシュー・ナッツ、ビンロウジ、ピスタチオ、ビターアーモンドの果実
豆類とその他の搾油用作物		
38	大豆	大豆
39	その他油料作物	なたね、ゴマ、落花生、お茶の実、ヒマワリの実、紅花の実、アブラヤシの果実、亜麻仁、カボチャの実、マツヨイグサの種、大麻の実、ローズヒップの果実、ルリジサの種
花卉		
40	花卉	キクの花、ハイビスカス、フヨウ、カイドウの花、ユリの花、ツバキ、ジャスミン、玉の蘭、白蘭花、クチナシの花、モクセイ、ライラック、バラ、コウシンバラ、モモの花、Aglaia、Zhulian tree flowers、アロエ、ボタン、シャクヤク、アサガオ、麦門冬、鶏冠花、ホウセンカ、ユリ、バイモ、スイカズラ、ハスの花、カワミドリのアザミ、水仙、ロウバイ
香辛料作物製品		
41	香辛料作物製品	サンショウ、青いサンショウ、コショウ、月桂樹、トンキンニッケイ、ライラック、オールスパイス、バニラビーンズ 、ニクズク、陳皮、thyme、ローズマリー、トウシキミ、フェンネル、クミン、common fennel fruit、

NO.	産品名称	産品範囲
		甘草、cumin、ミント、ウコン、レッドペッパー、サフラン
製糖植物		
42	製糖植物	サトウキビ、テンサイ、ステビア
その他の植物類		
43	青い飼料植物	ウマゴヤシ、ホソムギ、ブセイ、青い貯蔵のトウモロコシ、緑のウキクサ、アカウキクサ、Grass Family
44	紡織用植物原料	綿、麻
45	調香植物	Perfume lotus、ラベンダー、ローズマリー、Lemon citronella、レモンバーベナ、オオカッコウアザミ、クラリセージ、Small sanguisorba、テンジクアオイ、リラ、Artemisia argyi、ベルガモット
46	野生採取の植物	ワラビ、Thorn bud、cat melon seeds、Shoe cover fern、広東菜、葉セロリ、山クルミ、マツの実など、沙棘、ブルーベリー、アミガサタケ、松茸、牛肝菌、杏子茸など、板藍根、シーバックソー、ダンデライオン、ベニバナ、バイモ、Grifola gigantea、当帰、葛根、Gyrophora esculenta Miyoshi など
47	茶	茶
種と繁殖材料		
48	種と繁殖材料	種、繁殖材料。(本目録中に列挙した植物類種と繁殖材料に限る)
植物類漢方薬		
49	植物類漢方薬	三七、大黄、婆罗門参、人参、西洋にんじん、土バイモ、黄連、板藍根、コガネヤナギ、ネナシカズラ、ゴボウの根、地黄、キキョウ、ヤドリギ、鈎藤、カミヤツデ、キキョウ、土荊皮、白鮮皮、地骨皮、トンキンニッケイ、杜仲、牡丹皮、五加皮、イチョウの葉、石韋、石南葉、枇杷の葉、ニガ茶、柿子葉、バシクルモン、枸骨の葉、ネムノキの花、ベニバナ、モクレン、鶏冠花、チョウセンアサガオ、サフラン、スイカズラ、大草寇(tiful Galangal Fruit)、サンザシ、女貞子、サンシュユ、五味子、ハズ、牛蒡子、赤いビャクズク、川楝子、沙棘、大薊、広カワミドリ、アレチアザミ、バーベナ、イヌホウズキ、長春花、仙鶴草、白英、補骨脂、ひじき、海ヨモギ、冬虫夏草、茯苓、レイシ、セッコク
牧畜類		
生体動物		
50	肉牛（頭）	肉牛
51	乳牛（頭）	乳牛
52	乳牛兼用牛（頭）	乳肉兼用牛
53	羊（頭）	羊
54	ヤギ（頭）	ヤギ
55	馬（匹）	馬
56	ロバ（匹）	ロバ
57	豚（頭）	豚
58	鶏（羽）	鶏
59	アヒル（羽）	アヒル

NO.	産品名称	産品範囲
60	ガチョウ（羽）	ガチョウ
61	その他の動物（頭/羽）	ウサギ、アルパカ、ウズラ、シチメンチョウ、鹿、カイコ、シャコ、ラクダ、ダチョウ
動物製品あるいは副産物		
62	牛乳	牛乳
63	羊乳	羊乳
64	馬乳	馬乳
65	その他の動物生産	ロバ乳、駱駝乳
66	タマゴ（コ）	鶏の卵
67	アヒルの卵（コ）	アヒルの卵
68	その他鳥類タマゴ（コ）	ウズラの卵、ダチョウの卵、ガチョウの卵
69	動物副産物	毛、絨
水産類		
鮮魚		
70	海水魚（匹）	ナメクジウオ、ウナギ、ニシン魚、ナマズ、サケ、タラ、鮴、スズキ、キグチ、シタビラメ、鰻(eel)、タイ、鮡、スズキ、ヒラメ、カレイ、マス
71	淡水魚（匹）	アオウオ、ソウギョ、レンギョ、コクレン、コイ、ケツギョ、チョウザメ、フナ、ナマズ、鮎、タウナギ、ヒラウオ、羅非魚、魴、鯛、カムルチー、マナガツオ、鰻(eel)、Gan fish、鯪、鮰魚、鮰、ナマズ、ボラ
甲殻類と無脊椎動物		
72	エビ類（トン）	エビ
73	カニ類（匹）	絨鰲カニ、Portunustrituberculatus、Red lobster phase hand crab、ノコギリガザミ
74	無脊椎動物	カキ、鮑、マキガイ、弁鰓類の軟体動物、アカガイ、川シジミ、アゲマキガイ、西施舌(tongue)、ハマグリ、clam、クラゲ、ナマコ、Halide insect、Chinese Penis Fish
水生脊椎動物		
75	スッポン（匹）	スッポン
水生植物		
76	海藻と海草類	コンブ、ノリ、ワカメ、キリンサイ、オゴノリ、ひじき、海苔、スピルリナ
加工		
肉製品と副産物加工		
77	冷凍肉類	ブタ、牛、羊、アヒル、ニワトリ、ガチョウ、鹿、ロバ、ウサギ、ダチョウ
78	加工肉制品	牛肉製品、ブタ肉製品、ヒツジ肉製品、鴨肉製品、鶏肉製品、ガチョウ肉製品、鹿肉製品、ダチョウ肉製品
水産物の加工		
79	冷凍魚介類	ナメクジウオ、ウナギ、ニシン、ナマズ、サケ、タラ、鮴、スズキ、

NO.	産品名称	産品範囲
		キグチ、シタビラメ、ウナギ、タイ、鮭、スズキ、ヒラメ、カレイ、マス)、淡水魚（アオウオ、ソウギョ、レンギョ、コクレン、コイ、ケツギョ、チョウザメ、フナ、ナマズ、鮎魚、タウナギ、ヒラウオ、羅非魚、ヒラウオ、鯛魚、カムルチー、マナガツオ、鰻(eel)、Gan fish、鯪、鮰魚、鮠、ナマズ、ボラ、アワビ、エビ)
80	加工魚製品	加工魚製品
81	その他の水産加工製品（海草類含む）	ナマコ、ウニ、ホタテ貝、ザリガニ、コンブ、ノリ、ワカメ、キリンサイ、オゴノリ、ひじき、海苔
加工あるいは貯蔵の野菜		
82	冷凍野菜	急速冷凍野菜
83	保存野菜	保存野菜
84	漬け野菜	塩漬け野菜、あめ漬け野菜、酢漬け野菜、味噌漬け野菜
85	脱水野菜	干し野菜製品
86	野菜缶詰	野菜缶詰
ジュースあるいは野菜ジュース		
87	ジュース（pulp）	ジュース、Fruit pulp
88	野菜ジュース	野菜ジュース
加工あるいは貯蔵の果物と堅果		
89	保存の果物と堅果	ナツメ
90	冷凍の果物	冷凍の果物
91	冷凍の堅果	冷凍栗
92	ジャム	ジャム
93	焙る或は炒めの堅果	松籽、核桃（仁)、杏（仁)、葵花籽(仁)、五香瓜子、榛子（仁)、花生松の実、クルミ(クルミの実)、アンズ（杏のみ)、ヒマワリ(ヒマワリの実)、5 種類スパイスのヒマワリの実、ハシバミ（ハシバミの実)、落花生
94	その他の方法の加工及び保存果物堅果	果物の粉(粒、破片)
植物油の加工		
95	食用植物油	ダイズオイル、茶の実のオイル、クルミオイル、麻の実オイル、ヒマワリの実のオイル、菜種油、ゴマ油、トウモロコシ油、オリーブオイル、落花生油、イブニングプリムローズオイル、ボリジオイル、リネンのオイル、シーバックソーンの果実のオイル、シーバックソーンの実のオイル、ソバ種子のオイル、サフラワー油、カボチャの実の油、ブドウ種子油、ウィートジャームオイル、Purple Perilla seed オイル、杏の実のオイル、ザクロの実のオイル、マスタードオイル
植物油副産物の加工		
96	植物油加工副産物	植物油加工副産物
処理の液体ミルクあるいはクリーム		
97	処理の液体ミルク	牛乳
その他の乳製品		
98	粉ミルク類	粉ミルク

NO.	産品名称	産品範囲
99	発酵乳	ヨーグルト
穀類粉の製造		
100	小麦（粉）	小麦、小麦粉
101	トウモロコシ（粉）	トウモロコシ、トウモロコシ粉
102	米（粉）	米、米粉
103	millet（粉）	millet、millet 粉
104	その他の穀類ミル加工品	大豆粉、蕎麦米（粉）、オート（粉）、エゴマ粉、ゴマ粉、フスマ、meal mush、ハトムギの実、ハダカムギの粉、Big wheat seeding 粉、 ペースト、オートムギの粉
でんぷんとでんぷん製品		
105	でんぷん	でんぷん
106	でんぷん製品	ファン
107	マメ製品	マメ製品
飼料加工		
108	加工の植物性飼料	植物性飼料
109	加工の動物性飼料	動物性飼料
焼きと焙る食品		
110	ビスケットとパン	ビスケット、パン
麺などの穀類粉製品		
111	米と小麦粉製品	面製品、米製品
112	インスタント食品	食糧製品
別の分類しない食品		
113	お茶	紅茶、黒茶、緑茶、花茶、ウーロン茶、白茶、黄茶
114	代用茶	にが茶、杜仲茶、柿の葉茶、桑の葉茶、イチョウの葉茶、野生の菊花茶、野藤のお茶、菊花茶、ミント、オオムギ茶
115	コーヒー	コーヒー
116	保存の殻剥き鳥類卵と製品	鳥類の卵とその製品
117	調味料	ゴマ塩、麻汁、五香粉、胡椒の粉、しょう油、豆板醤、酢
118	植物类中草药加工制品（颗粒/饮片） 植物由来の漢方加工製品（顆粒/タブレット）	三七、大黄、婆罗門参、人参、西洋にんじん、土バイモ、黄連、板藍根、コガネヤナギ、ネナシカズラ、ゴボウの根、地黄、ヤドリギ、鈎藤、カミヤツデ、キキョウ、土荊皮、白鮮皮、地骨皮、トンキンニッケイ、杜仲、牡丹皮、五加皮、イチョウの葉、石韋、石南葉、枇杷の葉、ニガ茶、柿子葉、バシクルモン、枸骨の葉、ネムノキの花、ベニバナ、モクレン、鶏冠花、チョウセンアサガオ、サフラン、スイカズラ、大草寇(tiful Galangal Fruit)、サンザシ、女貞子、サンシュユ、五味子、ハズ、牛蒡子、赤いビャクズク、川楝子、沙棘、大薊、小薊、広カワミドリ、アレチアザミ、バーベナ、イヌホウズキ、長春花、仙鶴草、白英、補骨脂、ひじき、海ヨモギ、冬虫夏草、茯苓、レイシ、セッコク
白酒		

NO.	産品名称	産品範囲
119	白酒	白酒
ワインと果実酒などの発酵酒		
120	ワイン	赤ワイン、白ワイン
121	果実酒	果実酒、果物の赤ワイ/アイスワイン/ドライワイン
122	黄酒	黄酒
123	米酒	米酒
124	その他の発酵酒	red koji wine
ビール		
125	ビール	ビール
紡織用のその他の天然繊維		
126	紡織用のその他の天然繊維	竹繊維、蚕糸
服装		
127	紡織の製品	紗、線、糸とその他の製品

ICS 65.020.01
B 04

中華人民共和国国家標準

GB/T 19630. 4～GB/T 19630. 4—2005

有機製品

Organic Products

2005-01-19 発布　　2005-04-01 実施

中華人民共和国国家品質技術監督検査検疫総局発布

中国国家標準化管理委員会

ICS 65.020.01
B 04

中華人民共和国国家標準

GB/T 19630. 1—2005

有機製品　パート１：生産

Organic Products－Part 1：　Production

2005-01-19 発布　　2005-04-01 実施

中華人民共和国国家品質技術監督検査検疫総局発布
中国国家標準化管理委員会

前書き

GB/T19630《有機製品》は以下の 4 パートに分けられる：

——パート 1：生産

——パート 2：加工

——パート 3：表示と販売

——パート 4：管理体系

本パートは GB/T19630 のパート 1 にあたる。

本パートの付録 A、付録 B、付録 C は規範的な付録で、付録 D を資料としての付録である。

本パートは国家認証認可監督管理委員会によって提出された。

本パート起草機関：中国農業大学、南京国家環境有機製品認証センター、中国合格評定国家認可センター。

本パートの主要起草者：杜相革、周沢江、汪雲崗、王茂華、陳雲華、徐娜。

有機製品　パート１：生産

1　適用範囲

GB/T 19630 の本部分は農作物、食用菌、野生植物、牧畜、水産、ミツバチ及びその未加工製品の有機生産共通規範と要求を規定する。

本パートは有機生産の全過程に適用され、主に以下のことが含まれる： 作物栽培、食用菌栽培、野生植物採集、畜類養殖、水産養殖、ミツバチ養殖と及びその製品の運送、貯蔵と包装。

2　規範的な引用文献

下記文献の条項は GB/T19630 の引用により、本パートの条項となる。期日のある引用文献は、その期日以降の修正内容(訂正する内容を含まない)あるいは改訂版は本標準に適用されない、但し、本標準より合意した各者の間で、最新版の使用可否の検討を薦める。期日のない引用文献は、その最新版が本標準に適用される。

GB3095－1996　環境空気品質基準

GB5084　耕地灌漑水品質基準

GB5749　生活飲用水衛生標準

GB9137　農作物保護の大気汚染物最高許可濃度

GB11607 漁業水質標準

GB15618－1995　土壌環境品質基準

GB18596 畜類養殖業汚染物排出基準

3　術語と定義

下記の術語と定義は GB/T19630 の本部分に適用される。

3.1

有機農業 Organic Agriculture

一定の有機農業生産の標準に則って、生産の中で遺伝子研究より獲得した生物及びその産物を採択せず、化学合成農薬、化学肥料、成長調整剤、飼料添加剤などの物質も使わず、自然の法則と生態学の原理に従って、栽培業と養殖業のバランスを調整し、一連の持続可能な農業技術を採択し、持続的で安定した農業生産の体系を維持する農業生産様式の１種。

3.2

有機製品　Organic product

人類の消費や動物の食用に使われる製品の生産、加工、販売プロセスが本部分に適合する。

3.3

常規　Conventional

生産体系とその製品は有機認証を取得していないか、あるいは有機転換認証がまだ始まっていない。

3.4

転換期　Conversion

本部分によって管理が始まってから、ユニット・製品の生産により有機認証を取得するまでの間。

3.5

平行生産　Parallel production

同一の農場の中で、同時に同じあるいは区別しにくい有機、有機転換あるいは常規製品を生産すること。

3.6

緩衝地帯　Buffer zone

有機エリアと常規エリアの間に、隣接する田地からの使用禁止物質の侵入を妨げる、あるいは制限するために設置された、明確に境界を区切ることのできるエリア。

3.7

投入品　Input

有機生産プロセスに採用されたすべての物質あるいは材料。

3.8

ホメオパシー治療　Homeopathic treatment

疾病治療体系の１種、ある種類の物質を希釈した後に疾病の治療に使われ、この物質を希釈せずに健康的な動物に大量に使用した場合、治療したい疾病の病状に類似する症状を引き起こすことができる。

3.9

生物多様性　Biological Diversity

地球上の生命形式と生態系・生物群系の多様性。遺伝子の多様性、種の多様性と生態系の多様性が含まれる。

3.10

遺伝子組換え生物 GMOs

遺伝子のエンジニアリングを通じてある種類の遺伝子が導入された植物、動物、微生物。

3.11

使用可能　Allowed　; permitted

本パートにおいて許可された使用可能な物質あるいは方法。

3.12

使用制限 Restricted

本パートにおいて条件付けられた使用可能な物質あるいは方法。

3.13

使用禁止　Prohibited

本パートにおいて使用が禁止された物質あるいは方法。

4　作物栽培

4.1　総則

4.1.1　農場の範囲

農場は、境界が明確に判明し、所有権と経営権は明確であること；多数の農家が同一の地区で農業生産に従事していてもよい。但し、これらの農家は本標準に則って生産を展開することに応じ、しかも厳密な組織管理体系が整えられていること。

4.1.2　産地環境への要求

有機生産は適切な環境状況の中で行われなければならない。有機生産の基地は市街区域、工礦区、交通の主幹線、工業の汚染源、家庭ゴミ場などから十分に離れている必要がある。

基地の環境品質には以下の条件が要求される：

A）土壌の環境品質が GB15618－1995 の中の 2 級標準に合致すること。

B）耕地灌漑用水の水質が GB5084 の規定に合致すること。

C）環境の空気品質が GB3095－1996 の中の 2 級標準と GB9137 の規定に合致すること。

4.1.3　緩衝地帯と生息地

農場の有機生産区域が近隣の非有機生産区域の汚染の影響を受ける可能性があれば、有機生産区域と非有機生産区域の間に緩衝地帯あるいは物理障害物を設け、有機生産区域が汚染されないよう確保すること。近隣の非有機生産区域の使用禁止物質の侵入を防止すること。

有機生産区域の周辺に（訳者注：害虫にとっての）天敵の生息地を設置し、天敵の活動、産卵と寄居する場所を提供し、生物多様性と自然のコントロール力を高めること。

4.1.4　転換期

転換期の開始時期は認証申請の提出日とする。1 年生作物の転換期は通常 24 ヶ月間以上であり、多年生作物の転換期は通常 36 ヶ月以上とする。

新規に開墾される、また長期にわたり荒廃した、長期にわたり従来型の農業方法により耕作された、あるいは長年にわたり使用禁止物質が使用されなかったことを充分な証拠を持って証明できない農地も、少なくとも 12 ヶ月間の転換期を経なければならない。

転換期間内には有機農業の要求に則って管理を行わなければならない。

4.1.5　平行生産

１つの農場に平行生産が存在する場合、平行生産の動植物の品種を明確にしなくてはならない。平行生産、収穫、貯蔵と運送の計画を立てた上で実施し、単独で完全な記録をとる体系を整え、明確に有機製品と常規製品（あるいは有機組換え製品）を区分する必要がある。

農場は農場の全体範囲内で有機生産管理を推進することができるか、あるいは先に農場の一部に対して有機生産標準を実施し、有機生産計画を制定し、最終的に農場の全範囲内の有機生産を実現する。

4.1.6　遺伝子組換え

有機生産体系あるいは有機製品の中に遺伝子組み換え生物と誘導体を取り入れること、及び使用することを禁ずる。植物、動物、種、成分区分、繁殖材料、肥料、土壌改良物質、植物保護製品などの農業投入物質を含む。平行生産の存在する農場では、常規生産も遺伝子組換え生物の取り入れ及び使用が禁じられる。

4.2　作物栽培

4.2.1 種と種苗の選択

有機の種あるいは有機の種苗を選択しなければならない。市場で有機種あるいは有機種苗を獲得できないとき、使用禁止物質の処理を経ていない常規種あるいは種苗を選択してもよいが、有機種ある

いは有機種苗の獲得計画を立てる必要がある。

現地の土壌と気候の特徴に適応し、且つ病虫害に対して抗性のある作物の種類と品種を選ばなければならない。品種を選択する際、作物の遺伝多様性を保護することを充分考慮すること。

また使用が禁じられた物質及び方法で処理された種や種苗の使用は禁じる。

4.2.2　作物栽培

エリア内の生物多様性と土壌肥沃度を維持するため、作物の輪作や間作などの形式を採択すること。

1 年一回しか生長しない作物のエリアは、2 種類の作物の輪作を採択することを許可する。

長年にわたり連続して同一のエリアで同種の作物を栽培することを禁ずる（但し牧草、水稲と多年生の作物は除く）。

土壌の水分をコントロールするため、現地の状況に応じて合理的な灌漑方法（例えば滴灌、スプリンクラーによる散水、地下灌漑）を制定すること。

豆科の作物の栽培、あるいは土地使用の一時停止などの方法を利用して土壌力の回復を行うこと。

4.2.3 土肥管理

土壌の有機物と養分を回収・再生・補充することを通じて、収穫により土壌から失われた有機物と土壌の養分を補充すること。

土壌肥沃度、栄養バランスと土壌生物の活性を維持、向上するため、十分な数量の有機肥料の使用を確保すること。

有機肥料は主に当農場あるいは有機農場（あるいは畜場）から得ること；特殊な状況（例えば、集約耕作法を採択する場合）、あるいは有機転換期間内のとき、あるいは特殊な養分の需要が実証されるとき、認証機構の許可が通れば、農場外の肥料を一部購入することができる。外で購入した有機肥料商品は、有機認証あるいは認証機構の許可を取らなければならない。

人糞尿肥料を使うことを制限し、必ず使用しなければならない時、関連規定によって十分な腐熟と無害化処理をする必要があり、そして作物の食用部分と接触してはならない。葉菜類、塊茎類と球根類作物に使用することを禁ずる。

天然鉱物肥料と生物肥料はシステムの中の栄養循環の代替物として使用してはならない。鉱物肥料は長い効果の肥料としてのみ使用可能だが、その場合その天然成分を維持しなければならず、化学的処理を通じてその可溶性を高めることを禁ずる。

有機肥料をつくる過程の中で、自然界の微生物を添加してもよいが、遺伝子組換え生物とその製品についてはその使用を禁ずる。

土壌肥料培養の過程の中で、使用可能と使用制限の物質一覧は付録 A を参照。付録 A 以外の物質を使う時、認証機構より付録 D の準則に則ってこの物質に対して評定を行う必要がある。

肥料の汚染が疑われる理由がある場合、使用前に重金属の含有量あるいはその他の汚染因子に対して検査・測定しなければならない。土壌重金属の累積を防止するため、厳格に鉱物肥料の使用をコントロールしなければならない。

検査合格の肥料は、土壌有害物質の累積を防止するため、使用量を制限しなければならない。

化学合成の肥料と都市の下水汚泥については、その使用を禁ずる。

4.2.4　病虫草害の予防治療

病虫草害予防治療の基本原則は、作物の病虫草害の全体の生態系より、各種の病虫草害がもたらした損失を減らすため、各種の予防治療処置を総合的に運用し、病虫草害に不利な状況と各種の天敵の繁殖に有利な環境状況をつくり、農業生態系のバランスと生物多様化を維持すること。農業措置を優先的に採択し、病気を予防する抗虫の品種、非化学薬剤の種の処理、丈夫な苗の育成、栽培管理の強化、中耕除草、秋季に深く土を耕し、田園の掃除、輪作、間作などの一連の措置を通じて、病虫草害の予防治療を果たす。また、照明、色彩を利用して害虫をおびき寄せて殺し、機械で害虫を捕らえ、

機械と人工除草などの措置を通じて、病虫草害を予防治療すること。

以上の方法で効果的に病虫害をコントロールすることができない時、付録 B の物質の使用を許可する。付録 B 以外の物質を使う時、認証機構より付録 D の準則に則ってこの物質に対して評定を行わなければならない。

4.2.5　汚染コントロール

常規エリアの水が有機エリアに入らぬよう、有機エリアと常規エリアの灌漑システムの間には、効果的な隔離措置を講じること。

常規農業システムの設備は有機生産に用いる前に、十分に洗浄し、汚染物質を取り除くこと。

保護性の建物のカバー、プラスチックフィルム、防虫ネットを使用するときに、ポリエチレン、ポリプロピレンあるいはポリカーボネイト類の製品のみ許可する。但し、使用後に土壌の中から一掃すること。焼き払うことを禁じ、聚塩素類製品の使用も禁ずる。

有機製品の残留農薬は国家食品衛生標準相応の製品規制値の 5%を上回ってはならない。重金属の含有量も国家食品衛生標準相応の製品規制値を上回ってはならない。

4.2.6　水土保持と生物多様性保護

積極的で、確実かつ実行可能な措置を通じ、水土流失、土壌の砂化、過量あるいは不合理に水資源を使うことを防止しなければならない。土壌と水資源の利用について、資源の持続可能な利用を充分に考慮しなければならない。

土壌の塩類化を予防するため、明確で、確実かつ実行可能な措置を取ること。

土壌が露出することを避けるため、わらで覆うあるいは間作の方法を提唱する。

生態環境と生物多様性の保護を重視すること。

天敵及びその生息地の保護を重視すること。

作物のわらを充分に利用し、焼却処理を禁ずる。

5　食用菌栽培

5.1　場所と環境

使用禁止物質の影響を避けるため、常規耕地と直接隣接する食用菌の露天育成区は必ず 30m 以上の緩衝地帯を設けなければならない。栽培場所の周辺での化学合成農薬の使用は禁ずる。水源の水質は GB5749 の基準に満たすべきである。

5.2　食用菌の種

全力を尽くして認証済の有機食用菌の種を採択し、そして菌の種の出所を明示することが望ましい。

5.3　栽培

有機生産あるいは天然材料の基質を採択すること。

覆土栽培食用菌の生産に使われる土壌に対する要求は作物生産の土壌に対する要求と同様である。

木材と接種部位に使われる塗料は食用級の製品でなければならない。石油で精錬した塗料、エマルジョンペイントとペンキなどの使用は禁ずる。

5.4　害虫と雑菌

5.4.1　予防管理措置を採択しなくてはならず、清潔衛生を維持し、適切な空気交換を行い、感染され

た菌の群れを取り除くこと。

5.4.2　非栽培期間、低い濃度の塩素溶液を使って栽培場所に対して消毒を行うことを許可する。

5.4.3　物理障害物の設置および温度・湿度の調節あるいは石灰水などの手段を使って、有害生物を予防治療することを許可する。

6　野生植物採集

6.1　野生植物採集エリアの境界は明確でなければならず、そして安定して持続可能な生産状態でなければならない。

6.2　野生植物採集エリアは採集前の 3 年間にいかなる使用禁止物質の汚染も受けていないエリアでなければならない。

6.3　野生植物エリアは有効な緩衝地帯を保持しなければならない。

6.4　採集活動は環境に不利な影響を与える、あるいは動植物に対して脅威となるものであってはならない。採集量は生態系の持続可能な生産の生産高を超えてはならない。

6.5　有機野生植物採集エリアの持続可能な生産を管理する案を制定して提出すること。

7　運送、貯蔵と包装の通則

7.1　運送

7.1.1　別々の用途で使用された運送手段は、有機製品を積載する前に洗浄されなければならない。

7.1.2　常規製品と混ぜることを避けるため、運送手段と容器に専門の標識とマークを設けること。

7.1.3　運送と積み卸しの過程で、包装の外から認識可能な有機認証表示と関連説明を貼るべきです。

7.1.4　運送と積み卸しの過程では完全な記録書類を残す必要があり、くわえて対応する領収書を保留し、有機生産の完全性を保持する。

7.2　貯蔵

倉庫は清潔かつ衛生的であり、有害生物及び有害物質の残留もなく、7 日以内に使用禁止物質による処理を施されたことがあってはならない。

常温貯蔵、MA 貯蔵、温度制御、乾燥と湿度調整などの貯蔵方法の使用が許可される。

有機製品は可能な限り単独で貯蔵すること。常規製品と共に貯蔵する場合、倉庫内で特定のエリアを分けて、そして必要な包装、表示などの措置を取ることで、有機製品と常規製品の識別性を確保する。

完全な倉庫出入記録と領収書を保存しなければならない。

7.3　包装

包装素材は国家衛生基準と関連規定に合致する必要がある；繰り返し使用可能で、回収可能、生体内分解可能な包装素材を使用することをと提唱する。

包装は簡素かつ実用的であること。

使用禁止物質と接触したことのある包装物あるいは容器の使用は禁ずる。